

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第91号



## 中古車の販売価格の表示が 「支払総額」に変わります

中古車販売店における「不当な価格表示」の常態化(安価な価格を表示しながら、表示した価格では購入できない)や「不適切な販売方法」(保証や整備などの購入強制)の横行、また、「不適切な諸費用」(納車準備費用など)の請求など、中古車の販売には、多くの問題点が見られますが、自動車公正競争規約・施行規則が改正され、10月1日から施行されます。(詳細は「自動車公正取引協議会」のホームページ参照)

### 「支払総額」の表示とは？

$$\text{①支払総額} = \text{②車両価格} + \text{③諸費用}$$

#### ①支払総額

②車両価格に、この中古車購入に必要な最低限の③諸経費を加えた額(お客様要望によるオプション品や加修の費用は別)

#### ②車両価格

店頭引渡し税込現金価格(装着済装備品等含む)  
定期点検整備・保証を付帯して販売する場合は車両価格に含めて表示(有無を明示)

#### ③諸費用(支払総額に含まれる「諸費用」)

保険料(自賠責)、税金(重量税・自動車税種別割・自動車税環境性能割・法定費用・リサイクル預託金相当額)、登録等費用(検査登録手続代行費用・車庫証明手続代行費用)

#### ※支払総額に含まれない「諸費用」

保険料(任意保険料)、法定費用(希望ナンバー申請費用・リサイクル料金)、登録等費用(下取車手続代行費用・下取車査定料・管轄外登録費用・店頭外納車費用)

#### ※「諸費用」として含めず、車両価格に含めるべき価格

洗車・清掃・ワックスかけ、軽整備等の納車前の費用、オプション陸送費等、利益、販売手数料、広告掲載料等

### 〈中古車の購入をする時のアドバイス〉

- 実際に車両を見て、できれば試乗して確認しましょう。
- 修復歴の有無(販売者に告知義務あり)や事故歴の有無についても確認しましょう。事故車⇨修復歴有ではありません。事故車であってもフレーム(車の骨格)部位が修復されていないければ、修復歴無・事故歴有となります。

## 相談事例紹介 「自動音声の電話で未納料金の請求」に注意！

### 今月の相談

数日前、スマートフォン留守番電話に、大手通信電話関連会社を名乗る着信があった。自動音声で、「未納料金が発生しています。ガイダンスにしたがって番号ボタンを押してください」と伝言が残っていた。身に覚えがないので無視してよいか。

今回の相談のように、実在する事業者名をかたり、携帯電話や固定電話に自動音声の電話がかかってきて、身に覚えのない未納料金を請求されたという相談が、全国的に増加しています。連絡をしてしまうと、料金の請求をされたり、氏名や生年月日などの個人情報聞き出されたりする事例があることを伝え、無視するよう助言しました。

### 〈被害に遭わないためのアドバイス〉

- ・電話で身に覚えのない未納料金を請求されても、絶対に相手にせず無視してください。
- ・非通知や知らない番号からの電話には出ないこと、かけ直さないことが、トラブルの防止につながります。
- ・不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、その番号に問い合わせてください。
- ・固定電話は、在宅中でも留守番電話に設定し、相手を確認してから通話をしましょう。
- ・不安を感じる場合は、警察相談専用電話「#9110」や、消費者ホットライン「188(いやや!)」、幕別町消費生活センター「0155-55-5800」に相談してください。

☎ 幕別町消費生活センター (☎0155-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

## 見守り 新鮮情報

スマホのゲーム中に「宝くじに当選するよう導いていく」という広告が出て、アクセスすると**占いサイト**だった。**老後の生活が心配**で、家族のことも考え、宝くじに当たるならと思った。サイトから来るメールに言葉や数字のら列が書いてあり、それを一文字ずつ送り返すと**運気が上がる**という。送信1回につき1,500円かかるが、指示通りに、一文字ずつ何回も送った。足の具合が悪くて**友人に会えない寂しさ**もあり、楽しかった。「もう少しで**当たる**」や「**運気が上がる**」という**言葉を信じ**、コンビニ決済やクレジットカードなどで、**約400万円**支払ってしまった。

(70歳代)



©Kurosaki Gen

# いつの間にか高額に… 占いサイトに気を付けて!

## ひとこと助言

冷静になろう



見守るくん

- 占いサイトの中には、占い師や鑑定士を名乗る者から「もう少しで宝くじの当選番号を教える」などと言われてやりとりの期間を引き伸ばされたり、「最後まで鑑定を受けないと不幸になる」などと言葉巧みに引き止められたりして、いつの間にか高額な費用となるケースがみられます。相手の言葉をうのみにせず、冷静になりましょう。
- やりとりの内容は、トラブルになったときのための証拠になります。占いサイトを退会すると、今までのメッセージのやりとりを確認できなくなる可能性がありますので、スクリーンショット等で残しておきましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。